

## 「(仮称)さいたま市パートナーシップ宣誓制度」 の考え方に対する意見を募集します

さいたま市では、さいたま市総合振興計画における人権尊重社会の実現の理念に基づき、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を發揮できる社会を目指し、パートナーシップの宣誓を公的に証明する制度として、平成31年度中に、「(仮称)さいたま市パートナーシップ宣誓制度」の創設を検討しています。

つきましては、この考え方について、市民の皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

### 【考え方の公表場所】

- ・男女共同参画課（シーノ大宮センタープラザ3階）、各区役所情報公開コーナー、各コミュニティセンター、各図書館
- ・市ホームページで、ご覧になる場合は、以下のURLからご覧ください。  
トップページ>市政情報>男女共同参画>男女共同参画の取り組み>取り組み>「(仮称)さいたま市パートナーシップ宣誓制度」の考え方に対するご意見を募集します  
<http://www.city.saitama.jp/006/010/006/001/p061371.html>

### 【意見の募集方法】

#### ・募集期間

平成30年10月1日（月曜日）～平成30年10月31日（水曜日）必着

#### ・提出方法

任意の様式に、表題を「(仮称)さいたま市パートナーシップ宣誓制度の考え方に対する意見」として、住所、氏名（ふりがな）又は団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレスを明記の上、次のいずれかの方法により、送付又は持参してください。

口頭、電話でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

#### ・提出先

- 1 郵 送：〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階  
さいたま市 男女共同参画課
- 2 FAX：048-643-5801
- 3 電子メール：danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp
- 4 持 参：男女共同参画課（シーノ大宮センタープラザ3階）

### 【ご意見に対する市の考え方の公表】

ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表する予定としていますが、その際は、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

#### 【問い合わせ先】

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18  
シーノ大宮センタープラザ3階  
さいたま市 市民局 市民生活部 男女共同参画課 企画推進係  
電 話 048-643-5816  
FAX 048-643-5801  
E-mail danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp

## 「（仮称）さいたま市パートナーシップ宣誓制度」の考え方

### 1 趣旨

さいたま市では、さいたま市総合振興計画における人権尊重社会の実現の理念に基づき、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指し、パートナーシップの宣誓を公的に証明する制度として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める。

### 2 概要

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力しあって継続的に同居して共同生活を行うことを約束した同性パートナー等が、こうしたパートナーシップにあることを宣誓し、宣誓書を提出した場合、市が宣誓を行うことができる者の要件を満たしていることを確認のうえ、宣誓書受領証を交付する。

### 3 パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的少数者（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係

### 4 宣誓を行うことができる者

次のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

### 5 必要な書類

- (1) 住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- (2) 戸籍抄本等、独身であることが確認できるもの ほか

### 6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) カード型受領証（希望する者のみ）

### 7 その他

- (1) 特段の理由がある場合は、通称名を使用することができる。
- (2) 市は、パートナーシップ宣誓書受領証の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。